理容師法施行細則等の一部を改正する規則の制定について

第一条による改正(理容師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第四十二号)) 新旧対照表

坎 正 後

b) 日 6

(地位の承継の届出等)

- のとする。 を保健福祉環境事務所長等に提出して行うも様式第九号、様式第十号又は様式第十一号) 理容所開設者地位承継届出書(様式第八号、設者の地位を承継した旨を届け出るときは、第六条、法第十一条の三第二項の規定により開
- 第十二号によるものとする。より前項の届出書に孫付する同意書は、<u>様式の 施行規則第二十一条第二項第二号の規定に</u>

(出張業務の承認の申請等)

- ればならない。 号) を保健福祉環境事務所長等に提出しなけるときは、出張業務承認申請書(<u>様式第十三</u>第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとす
- するものとする。は、出張業務承認書(様式第十四号)を交付長は、条例第四条第三号の承認を行ったときと 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

改 正 前

(地位の承継の届出等)

- 事務所長等に提出して行うものとする。様式第九号叉は様式第十号)を保健福祉環境理容所開設者地位承継届出書(様式第八号、設者の地位を承継した旨を届け出るときは、第六条 法第十一条の三第二項の規定により開
- 第十一号によるものとする。より前項の届出書に添付する同意書は、様式2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定に

(出張業務の承認の申請等)

- ればならない。 号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなけるときは、出張業務承認申請書(<u>様式第十二</u>第七条 条例第四条第三号の承認を得ようとす
- するものとする。は、出張業務承認書(<u>様式第十三号</u>)を交付長は、先照業務承認書(<u>様式第十三号</u>)を交付長は、条例第四条第三号の承認を行ったときと 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

(地位の承継の届出等)

- のとする。 を保健福祉環境事務所長等に提出して行うも様式第九号、様式第十号又は様式第十一号) 美容所開設者地位承継届出書(様式第八号、設者の地位を承継した旨を届け出るときは、第六条、法第十二条の二第二項の規定により開
- 第十二号によるものとする。より前項の届出書に添付する同意書は、様式2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定に

(出張業務の承認の申請等)

- 環境事務所長等に提出しなければならない。業務承認申請書(<u>様式第十三号</u>)を保健福祉条第三号の承認を得ようとするときは、出張第七条 条例第七条において準用する条例第四
- 認書(<u>様式第十四号</u>)を交付するものとする条第三号の承認を行ったときは、出張業務承長は、条例第七条において準用する条例第四2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

改正前

(地位の承継の届出等)

- 事務所長等に提出して行うものとする。様式第九号又は様式第十号)を保健福祉環境美容所開設者地位承継届出書(様式第八号、設者の地位を承継した旨を届け出るときは、第六条 法第十二条の二第二項の規定により開
- 第十一号によるものとする。より前項の届出書に添付する同意書は、様式2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定に

(出張業務の承認の申請等)

- 環境事務所長等に提出しなければならない。業務承認申請書(<u>様式第十二号</u>)を保健福祉条第三号の承認を得ようとするときは、出張第七条 条例第七条において準用する条例第四
- 認書(<u>様式第十三号</u>)を交付するものとする条第三号の承認を行ったときは、出張業務承長は、条例第七条において準用する条例第四2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

(営業者の地位の承継の承認申請)

- なければならない。 の二)を、保健福祉環境事務所長等に提出し場合は様式第二号、譲渡の場合は様式第二号、譲渡の場合は様式第二号営業承継承認申請書(合併、分割又は相続のり知事の承認を受けようとする者は、旅館業第二条の二、法第三条の四第一項の規定によ第二条の二、法第三条の二第一項、法第三条の
- は、<u>儀式第二号の三</u>によるものとする。2 省合第三条第二項第二号に規定する同意書

(許可書又は承認書の交付)

、各申請者に交付する。式第四号の二、譲渡の場合は様式第四号の三は分割の場合は様式第四号、相続の場合は様第三号)又は旅館業営業承継承認書(合併又承認をしたときは、旅館業営業許可書(様式一項若しくは法第三条の四第一項に規定する可以は法第三条の二第一項、法第三条の三第4事務所長は、法第三条第一項に規定する許第二条の三

(水質の基準)

ことができる。がないと認めるときは、この基準によらない除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障に関する基準並びに第三号に規定する基準を基準 (大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌事が、温泉等を利用するものであるためこの水質基準は、次のとおりとする。ただし、知みの一条例一とい路正条、福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五第五条 福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五

| • | | 容

と。 規定する水質基準に適合するものであるこ昭和三十二年法律第百七十七号)第四条に)を飲用として使用する場合は、水道法(き飲用の許可を受けている温泉水を除く。法律第百二十五号)第十五条第一項に基づ三 水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年 改 正 前

(営業者の地位の承継の承認申請)

- 提出しなければならない。 様式第二号)を、保健福祉環境事務所長等にうとする者は、旅館業営業承継承認申請書(の三第一項の規定により知事の承認を受けよ第二条の二、法第三条の二第一項又は法第三条
- は、<u>儀式第二号の二</u>によるものとする。2 省合第三条第二項第二号に規定する同意書

(許可書又は承認書の交付)

者に交付する。四号、相続の場合は様式第四号の二)を申請とき、相続の場合は様式第異承継承認書(合併又は分割の場合は様式第館業営業許可書(様式第三号)又は旅館業営の三第一項に規定する承認をしたときは、旅可又は法第三条の二第一項若しくは法第三条が一項に規定する許能工条の三、保健福祉環境事務所長及び保健福

(水質の基準)

ことができる。がないと認めるときは、この基準によらない除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支障に関する基準並びに第三号に規定する基準を基準 (大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌事が、温泉等を利用するものであるためこの水質基準は、次のとおりとする。ただし、知子金第一号に規定する規則で定める年福岡県条例第三十一号。以下「条例」とい第五条 福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五

る水質基準に適合するものであること。ナニ年法律第百七十七号)第四条に規定す用として使用する場合は、水道法(昭和三の許可を受けている温泉水を除く。)を飲法律第百二十五号)第十三条に基づき飲用三、水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年

(地位の承継の届出)

- <u>又は様式第九号</u>によるものとする。書は、様式第六号、様式第七号<u>様式第八号第四条</u>法第五条の三第二項の規定による届出
- 意書は、様式第十号によるものとする。2 省令第二条の二第二項第二項第二号に規定する同
- ばならない。 を証明する書類を添えて知事に提出しなけれ 十六号)第五十七条に規定する者であることのほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十一号)に、省令第三条各号に規定する書類者は、クリーニング師試験受験願書(<u>様式第</u>第六条 クリーニング師試験を受けようとする

(免許の申請)

ければならない。条各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなみ合号に掲げる書類を添えて知事に申請しなグ師免許申請書(様式第十二号)に省令第四師の免許を受けようとする者は、クリーニン第九条 省令第四条の規定によりクリーニング

(免許証の再交付の申請)

)により知事に申請しなければならない。ニング師免許証再交付申請書(<u>様式第十三号の再交付の申請をしようとする者は、クリー第十条(省令第六条第一項の規定により免許証</u>

(免許証の訂正の申請)

事に申請しなければならない。 免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知師免許証訂正申請書(<u>様式第十四号</u>)に当該正の申請をしようとする者は、クリーニング第十一条 省令第八条の規定により免許証の訂

(登録扶消の申請)

五号)を知事に提出しなければならない。、クリーニング師登録抹消申請書(<u>様式第十</u>により免許証を返納しなければならない者は第十二条 省令第九条又は第十条第二項の規定

改 正 前

(地位の承継の届出)

- <u>号</u>によるものとする。 書は、様式第六号、様式第七号<u>又は様式第八</u>第四条 法第五条の三第二項の規定による届出
- 管書は、<u>熊式第九号</u>によるものとする。2 省合第二条の二第二項第二項第二号に規定する同
- ならない。 証明する書類を添えて知事に提出しなければ大号)第五十七条に規定する者であることをほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十十号)に、省令第三条各号に規定する書類の者は、クリーニング師試験受験願書(<u>様式第</u>第六条 クリーニング師試験を受けようとする

(免許の申請)

ければならない。 条各号に掲げる書類を添えて知事に申請しなグ師免許申請書(様式第十一号)に省合第四師の免許を受けようとする者は、クリーニン第九条 省合第四条の規定によりクリーニング

(免許証の再交付の申請)

)により知事に申請しなければならない。ニング師免許証再交付申請書(<u>様式第十二号の再交付の申請をしようとする者は、クリー第十条(省令第六条第一項の規定により免許証</u>

(免許証の訂正の申請)

事に申請しなければならない。 免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて知師免許証訂正申請書(<u>様式第十三号</u>)に当該正の申請をしようとする者は、クリーニング第十一条 省令第八条の規定により免許証の訂

(登録扶消の申請)

四号)を知事に提出しなければならない。、クリーニング師登録抹消申請書(<u>様式第十</u>により免許証を返納しなければならない者は第十二条 省令第九条又は第十条第二項の規定

長委任事項)(保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

継川十然 器

20・20 器

委任する。 げる保健医療介護部生活衛生課関係の事務を4 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲

一~回 密

に関する事務号。以下この号中「法」という。)の施行五 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八

いう。 年厚生省令第二十八号)を「施行規則」とこの号中旅館業法施行規則(昭和二十三

- において準用する場合を含む。)。第三条の三第二項及び第三条の四第三項 見を求めること(法第三条の二第二項 ついて、学長、校長、教育委員会等の意著しく害されるおそれがないかどうかに項各号に掲げる施設の清純な施設環境が詳め営業の選集の施設の設置によって同条第三日 法第三条第四項の規定に基づき、旅館
- ること。 、旅館業の営業者の地位の承継を承認す項及び第三条の四第一項の規定に基づきい 法第三条の二第一項、第三条の三第一

二・木 略

ベ~十日 器

という。)の施行に関する事務五十二号。以下この号において「改正法」等の一部を改正する法律(令和五年法律第に資する環境の整備を図るための旅館業法十六 生活衛生関係営業等の事業活動の継続

ること。 継した者の業務の状況について、調査す項の規定に基づき、営業者等の地位を承条第二項、第八条第二項又は第九条第二項、第五条第二項、第十 内 改正法附則第三条第一項、第四条第二

<u>十九・</u>十< 器

5~5 容

(食肉衛生検査所長委任事項)

号に掲げる事務を委任する。第二十三条の二 食肉衛生検査所長に、炊の各

一~六 密

貸する環境の整備を図るための旅館業法等→ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に

改 正 前

長委任事項)(保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所

雅川十然 器

2・2 整

委任する。 げる保健医療介護部生活衛生課関係の事務を4 保健福祉環境事務所長等に、次の各号に掲

一~日 路

に関する事務号。以下この号中「法」という。)の施行五 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八

いう。年厚生省令第二十八号)を「施行規則」とこの号中旅館業法施行規則(昭和二十三

← 器

- 合を含む。)。び第三条の三第三項において準用する場別を求めること(法第三条の二第二項及ついて、学長、校長、教育委員会等の意審しく害されるおそれがないかどうかに項各号に掲げる施設の清純な施設環境がは第の営業の施設の設置によって同条第三日 法第三条第四項の規定に基づき、旅館
- 地位の承継を承認すること。 一項の規定に基づき、旅館業の営業者の、法第三条の二第一項及び第三条の三第

オ~十年 路 お・ド 略

(食肉衛生検査所長委任事項)

号に掲げる事務を委任する。第二十三条の二(食肉衛生検査所長に、次の各

コ~七 路

の一部を改正する法律(以下この号におい	
て「改正法」という。)の施行に関する事	
怒	
<u>イ</u> 改正法附則第十条第二項の規定に基づ	
き、食鳥処理業者の地位を承継した者の	
業務の状況について、調査すること。	

第五十九号))新旧対照表第六条による改正(福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年福岡県規則

改 正 後	N 日 福
る。 る。 白にあつては様式第六号の四によるものとすの場合にあつては様式第六号の三、譲渡の場合併の場合にあっては様式第六号の三、分割は、相続の場合にあっては様式第六号の二、分割第四条の二、条例第四条の二に規定する届出書(営業者の地位の承継の届出書)	2・3 略とする。 の場合にあつては様式第六号の三によるもの合併の場合にあつては様式第六号の三によるものは、分割は、相続の場合にあつては様式第六号の二、分割第四条の二 条例第四条の二に規定する届出書(営業者の地位の承継の届出書)

(営業者の地位の承継の届出)

- 第五号とする。 式第二号、様式第三号、様式第四号又は様式第三条の二に規定する届書は、それぞれ、様第三条(省合第一条の二、第二条、第三条又は
- は、<u>儀式第六号</u>とする。3 省合第二条第二項第二号に規定する同意書

(患者の入俗の許可)

証する書類を添付しなければならない。 条第一号の場合にあっては、その療養効果をればならない。この場合において、省令第五社環境事務所長等」という。)に提出しなけ務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福許可申請書(様式第七号)を保健福祉環境事入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴第四条 法第四条ただし書の規定により患者の

(許可書の交付等)

とする。可書(様式第九号)を申請者に交付するものり書者の入浴の許可をしたときは患者入浴許式第八号)を、法第四条ただし書の規定によの許可をしたときは公衆浴場営業許可書(横務所長は、法第二条第一項の規定により経営第五条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事

(変更、停止及び廃止の届出)

に。 福祉環境事務所長等に提出しなければならな公衆裕場営業廃止届(<u>様式第十二号</u>)を保健停止届(<u>様式第十一号</u>)を、廃止にあっては<u>式第十号</u>)を、停止にあっては公衆浴場営業可申請書(営業承継届)記載事項変更届(様とする者は、変更にあっては公衆浴場営業許第六条 省合第四条の規定により届出をしよう

(水質の基準)

いことができる。障がないと認めるときは、この基準によらな障がないと認めるときは、この基準によらなを除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支菌に関する基準並びに第三号に規定する基準の基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属知事が、温泉等を使用するものであるためこる水質基準は、次のとおりとする。ただし、第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定め

法律第百二十五号)第十五条第一項に基づ三 水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年

改正前

(営業者の地位の承継の届出)

- 式第三号叉は様式第四号とする。規定する届書は、それぞれ、様式第二号、様第三条 省合第二条、第三条又は第三条の二に
- は、横式第五号とする。2 省合第二条第二項第二号に規定する同意書

(患者の入俗の許可)

証する書類を添付しなければならない。 条第一号の場合にあっては、その療養効果をればならない。この場合において、省今第五礼環境事務所長等」という。)に提出しなけ務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福許可申請書(様式第六号)を保健福祉環境事入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴第四条 法第四条ただし書の規定により患者の

(許可書の交付等)

とする。可書(様式第八号)を申請者に交付するものり書者の入浴の許可をしたときは患者入浴許式第七号)を、法第四条ただし書の規定によの許可をしたときは公衆浴場営業許可書(樹務所長は、法第二条第一項の規定により経営第五条 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事

(変更、停止及び廃止の届出)

社環境事務所長等に提出しなければならない衆浴場営業廃止届(様式第十一号)を保健福停止届(様式第十号)を、廃止にあっては公式第九号)を、停止にあっては公求浴場営業可申請書(営業承継届)記載事項変更届(様とする者は、変更にあっては公衆浴場営業許第六条 省合第四条の規定により届出をしよう

(水質の基準)

いことができる。障がないと認めるときは、この基準によらなを除く。)により難く、かつ、公衆衛生上支菌に関する基準並びに第三号に規定する基準の基準(大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属知事が、温泉等を使用するものであるためこる水質基準は、次のとおりとする。ただし、第八条 条例第四条第二項第八号の規則で定め

| • | | | | | | | | |

法律第百二十五号)第十三条に基づき飲用三 水道水以外の水(温泉法(昭和二十三年

と。規定する水質基準に適合するものであるこ昭和三十二年法律第百七十七号)第四条に)を飲用として使用する場合は、水道法(き飲用の許可を受けている温泉水を除く。

る水質基準に適合するものであること。 十二年法律第百七十七号) 第四条に規定す用として使用する場合は、水道法(昭和三の許可を受けている温泉水を除く。) を飲

(営業許可申請書)

꽩力条 吞

式によるものとする。とする場合については、知事が別に定める様用いて行う営業をいう。)の許可を受けよう際し、短期間に限り、組立式等簡易な施設を2 前項の規定に関わらず、臨時営業(催物に

(営業者の地位の承継の届出)

- は、様式第五号によるものとする。 営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出第九条 省合第六十七条の二第一項に規定する
- によるものとする。る営業者の地位の承継の届出は、様式第六号る官第六十八条第一項に規定する相続によ
- によるものとする。る営業者の地位の承継の届出は、様式第七号3 省令第六十九条第一項に規定する合併によ
- よるものとする。営業者の地位の承継の届出は、様式第八号にする第七十条第一項に規定する分割による

(申請事項の変更の届出)

<u> 策式第九号</u>によるものとする。 第十一条 省令第七十一条に規定する届出は、

(廃業の届出)

式第十号によるものとする。第十二条(省令第七十一条の二の届出書は、機

22 器

改 正 前

(河業計口申請書)

無力殊 弱

場合については、知事が別に定める様式によ行う営業をいう。)の許可を受けようとする行う営業をいう。)の許可を受けようとする強力型自動車を除く。)に営業設備を設けたもの第七十四号)第二条に規定する普通自動車、選進両法施行規則(昭和二十六年運輸省合一選路可決度可以受力ののうち、道路関に限り、営業車(自動車(道路上の規定に関わらず、臨時営業(健物に

(営業者の地位の承継の届出)

第九条

によるものとする。る営業者の地位の承継の届出は、様式第五号省令第六十八条第一項に規定する相続によ

- によるものとする。る営業者の地位の承継の届出は、<u>様式第六号</u>37 省令第六十九条第一項に規定する合併によ
- よるものとする。営業者の地位の承継の届出は、横式第七号に関する第七十条第一項に規定する分割による

(申請事項の変更の届出)

様式第八号によるものとする。第十一条 省令第七十一条に規定する届出は、

(廃業の届出)

式第九号によるものとする。第十二条 省令第七十一条の二の届出書は、 横

22 容